

とやまの食文化の継承と魅力発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

とやまの食文化の継承と魅力発信事業業務

2 委託業務の目的

本県食文化を代表する特産品や伝統料理等の若い世代を中心とした県民への継承や、国内外のファンの拡大を図るため、富山県ふるさと認証食品に焦点を当て、SNS やアプリを用いた情報発信、販売フェアの開催等を行い、本県食文化への興味関心の普及拡大や認知度の向上につなげるもの。

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）

4 委託費上限額

金 2, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

（1）認知度調査業務

- ・事業実施前後において、「富山県ふるさと認証食品制度」に関する認知度を調査し、結果を取りまとめること。
- ・調査対象者は、富山県内に居住する満 18 歳以上の男女 1,000 人とする。なお、回答者の性別及び年代の構成割合は、特定の年代に偏ることがないように留意し、令和 6 年富山県人口移動調査結果における年齢 3 区分別人口の構成割合の近似値とすること。

（2）事業者への意向調査業務

- ・県内食品製造業者を対象とした「富山県ふるさと認証食品制度」への意識調査を実施し、結果を取りまとめること。

（3）動画制作業務

- ・「富山県ふるさと認証食品制度」に関する認知度を向上させ、富山県地域特産品認証食品（以下、「E マーク食品」という。）の購入につながる内容の動画を制作すること。ターゲットは、18 歳以上の県民とする（2 本程度以上を想定）。
- ・制度概要や E マーク食品について分かりやすく紹介すること。
- ・再生時間や情報量は、YouTube や Instagram 等 SNS での配信を想定して編集すること。
- ・動画の形式は、以下の拡張子によるものとする。
 - ・.MOV、.MPEG4、.MP4、.AVI、.WMV、.MPEGPS、.FLV、.3GPP、.WebM、.DNxHR、.ProRes、.CineForm、.HEVC
- ・動画の容量は、128GB まで又は 12 時間以内とする。
- ・一般社団法人富山県食品産業協会と連携し、動画制作に関する調整を行うこと。

（4）情報発信 PR・動画配信業務

- ・特に、若者世代（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者）における、「富山県ふるさと認証食品制度」の認知度向上に資する PR を行うこと。
 - （例）上記（3）で制作した動画を SNS 上でインフルエンサー等に取り上げてもらう 等

- ・上記（３）で制作した動画について、県が管理する SNS（YouTube 等）上で配信できるようにすること。また、越中とやま食の王国の HP や Facebook、富富富 Instagram 上でも配信できるようにすること。

（５）Ｅマーク食品商品販売フェアの開催

- ・Ｅマーク食品商品の PR や販売を行うこと（２回程度以上を想定）。
 - ・広告宣伝費や会場使用料、什器備品使用料等は委託費に含むこと。
- （例）とやまグルメ・フードフェス（会場は富山県産業展示館を予定）への出展等

（６）地産地消スマートフォンアプリ「食ベトクとやま」との連動業務

- ・地産地消スマートフォンアプリ「食ベトクとやま」（以下、「アプリ」という）（紹介サイト：<https://toyama-food.jp/>）を活用した地産地消ポイント事業と連動し、Ｅマーク食品の購入を促す PR を展開すること。
- ・実施にあたっては、アプリ保守運用及びポイント制度企画運營業務の受託事業者との調整を行うものとする。

（例）Ｅマーク食品の製造事業者へのＥマークシールの提供、売場への販促物の提供 等

【地産地消ポイント事業の概要（※別紙詳細）】R7.3月時点ユーザー数：約 11,000 人

ア ポイント付与期間：通年（アプリ改修を 10 月に予定）

イ 方法：

- ① ポイント事業の参加協力を了承した小売店や直売所（以下、「協力店舗」という。）に QR コードを設置する。
- ② ユーザーは、QR コードをアプリで読み込むとアプリ内にてデジタルポイント（10 ポイント）を付与※される。
- ③ ユーザーは、100 ポイントで、アプリから特産品プレゼントに応募できる。
- ④ 協力店舗で QR コードを読み込む方法のほか、県産だとわかる価格ラベルやマーク等を応募用紙に貼り付け、応募用紙の写真を撮りアプリから応募する方法もある。

※ 原則、10 ポイントを付与されるが、Ｅマーク食品の購入においては、付与率が上がる仕様とする予定。

ウ 応募期間：年 2 回を予定

エ 景品：県産の米、肉、水産加工品など約 500 名分（予定）

（参考）アプリ内におけるアンケートによる効果測定

- ・事業効果を確認するため、アプリ保守運用及びポイント制度企画運營業務の受託事業者において、アプリ内にてユーザーアンケートを実施する予定。
- ・想定項目：「富山県ふるさと認証食品制度」への興味関心、Ｅマーク食品の購入・リピート状況、その他要望、等

（７）その他、事業の目的達成のために必要な業務

- ・上記の事業に加え、全世代を対象にし「富山県ふるさと認証食品制度」への興味関心を拡大する事業など

（例）県民投票で決めるＥマーク食品グランプリ 等

6 企画提案にあたっての留意点

- ・特産品や伝統料理等の食の魅力が次代へ継承され、食文化に対する興味関心の普及拡大や認知度の向上につながる提案を行うこと。
- ・県民に適切に情報が届くような提案を行うこと。
- ・業務実施体制（過去の実績を含む）を明記すること。

7 提出物

- （１）工程表（契約後速やかに提出すること）
- （２）実績報告書
 - ・スケジュール及び実績
 - ・収支精算書
 - ・業務により撮影した主な映像素材及び制作した素材のデータを収録した DVD
 - ・公開動画のデータを収録した DVD
 - ・認知度調査結果、アンケート結果 等

8 納品（提出）期限

令和８年３月１３日（金）

9 注意事項

- （１）仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。
- （２）本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- （３）実施計画の策定にあたっては、富山県その他関係者と密に連携を図ること。
- （４）成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- （５）成果品については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上やむを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県市場戦略推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- （６）特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- （７）この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。